お知らせ

月

~information

用したいと伝えてください。 保健センターの健康相談を利 受付にて、 ある人は、ぜひご利用ください ないなど、健康のことで悩みが なお、相談を希望する人は、 鹿屋・肝属地域産業

午後2時から午後4時まで 平成18年9月13日 (水)

場所

桑波田医院(垂水市)

※健康診断結果表(基本健康診 査可)など持参すると、

※相談後の治療は、 保険診療と

※内容が変更になる場合があり

問い合わせ先

30994-40-5441

内

医療機関の無料健康相談

職場健康診断の見方がわから

30994-32-1825

な指導が受けられます。

鹿屋・肝属地域産業保健センター

20994-22-3111 肝属郡医師会

お知らせ

10番」強化週間 全国一斉「子どもの人権

もの人権110番」の強化週間 的として、専用相談電話「子ど 題に積極的に取り組むことを目 を実施します。 子どもをめぐる様々な人権問

は法務局職員又は人権擁護委員 が応じ、秘密は厳守されます。 待など内容は問いません。相談に 相談内容は、いじめ、体罰、

実施機関

人権擁護委員連合会 鹿児島地方法務局、 鹿児島県

実施日時

平成18年8月28日 (月) 期間

から

9月3日 (日) まで

平日 午前8時30分から午後 時間

時まで 土日 6時30分まで 午前10時から午後5

電話番号

30570-070 子どもの人権110番 $\stackrel{|}{1}{1}{1}{0}$

およそ8・5円かかります。) (通話料が180秒につき)

問い合わせ先

鹿児島地方法務局人権擁護課

3099-259-0684

犬・猫の引取りの有料化について

取りは次のとおり有料となります。 平成18年10月1日から県での引

生後91日齡未満1頭400円 生後91日齢以上1頭2、000円

生後91日齡以上1頭1、000円 生後91日齡未満1頭200円

問い合わせ先

鹿屋保健所衛生課

恩給欠格者、引揚者の皆様

または引揚者の方々に内閣総理 大臣名の書状などを贈呈してい いわゆる恩給欠格者の方々、

係の窓口に準備してあります。 特別基金までご連絡下さい。 祉係、又は支所住民生活課福祉 請求書は、本庁保健福祉課福 資格要件などのお問い合わせ 独立行政法人平和祈念事業

問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金 **3**0120-234-933

消費税·地方消費税 (個人

事業者) の中間申告と納税 平成17年分の確定消費税額

> が48万円を超える個人事業者の と納税が必要です。 地方消費税について、 方は、平成18年分の消費税及び (地方消費税額は含みません。) 中間申告

額が400万円以下の方の申告 期限などは次のとおりです。

中間申告・納期限 8月31日 (木)

引税額から控除することとなり 告し、納税することもできます。) 告をする際に、確定申告書の差 この中間納付税額は、 、確定申

なります。 400万円を超える方の場合に を受けている方は、中間申告・ は、これらの期限や納付額が異 納付の必要はありません。 平成17年分の確定消費税額が

寄りの税務署や税務相談室にお らないことがありましたら、 気軽にお尋ね下さい。 消費税のことでお分かりにな

問い合わせ先

鹿屋税務署

3099-255-8118

その方々のうち、確定消費税

中間申告納付額

2分の1(「仮決算」により中間申 平成17年分の確定消費税額の

課税期間の特例の適用

となります。

厳しい滞納対策が執られること

制執行など(財産の差し押さえ)

併任日数 平成18年8月1日~10月31日 1か月に5日間、

問い合わせ先

30994-43-3121 鹿屋総務事務所管理納税課

本庁税務課税務係

20994-25-2511 内線211) 11

町県民税に係る県職員短 期併任の実施について



主査 池上広明 鹿屋総務事務所

け、町税の滞納処分などの事務に 町から税務職員として併任を受 策を実施するため、県と町が協 確保が強く求められております。 直接従事することとなりました。 定を結び、県の税務職員が錦江 る割合の大きい町県民税の税収 状況であることから、県税に占め この短期併任の実施により、強 町も効率的、効果的な徴収対 県の財政運営が非常に厳しい

延べ15日間

......